

事業概要説明シート（４）

【 1 事業概要】

事務事業名	保険料納付奨励金	担当課	医療保険課																										
根拠法令等	金沢市国民健康保険料納付奨励規程	事業期間	昭和 29 年度～(65 年目)																										
事業内容	<p>■保険料納付組合が会員の保険料をとりまとめて納入することにより、納期内に納付される保険料収入を確実に確保し、収納率の維持・向上を図る。</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(参考)保険料納付組合とは、国民健康保険の健全な運営に資するため、おおむね町内会を単位とした保険区の保険料納付義務者で組織された団体。各納付組合に1名の保健委員をが置かれており、市長が委嘱する。任務は納入通知書の配布、その他国民健康保険事業についての一般的指導。</p> </div> <p>○事業詳細 各組合が取り扱った保険料の件数、金額及び納入期日に応じ、保険料納付奨励金を交付する。</p> <p>[保険料納付奨励金算定基準] (1)、(2)の合算額 (1) 件数割 @50円×取扱った保険料の件数 (2) 保険料割 (①と②の合計額) ①納期内分 1.57% × 取り扱った納期内納付保険料の額 ②後納分 0.60% × 取り扱った後納保険料の額</p> <p>[組合数の推移等]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f4a460;">年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #f4a460;">組合数</td> <td>107</td> <td>98</td> <td>78</td> <td>64</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f4a460;">会員数</td> <td>643</td> <td>557</td> <td>424</td> <td>357</td> <td>271</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f4a460;">納期内納付率</td> <td>97.56 (%)</td> <td>99.73 (%)</td> <td>99.37 (%)</td> <td>87.91 (%)</td> <td>99.93 (%)</td> </tr> </tbody> </table>					年度	H26	H27	H28	H29	H30	組合数	107	98	78	64	53	会員数	643	557	424	357	271	納期内納付率	97.56 (%)	99.73 (%)	99.37 (%)	87.91 (%)	99.93 (%)
	年度	H26	H27	H28	H29	H30																							
	組合数	107	98	78	64	53																							
	会員数	643	557	424	357	271																							
納期内納付率	97.56 (%)	99.73 (%)	99.37 (%)	87.91 (%)	99.93 (%)																								

【 2 事業費および実績】

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (予算)
事業費	万円 283.1	万円 236.1	万円 204.0	万円 174.0	万円 150.0
指標 納付組合による納期内保険料納入額	163百万円	137百万円	118百万円	101百万円	—
指標 納付組合数	81町会	78町会	64町会	53町会	—

【 3 市の評価】

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性	見直し	見直し、廃止の理由	対象・水準の適正化
	<p>納付組合の解散は保険料の滞納に繋がり、地域コミュニティの衰退を招く可能性があるため、制度を継続しながら、保険料割の見直しと組合活動の活性化を促す取組み等について検討する。</p>			
二次評価	今後の方向性	見直し	見直し、廃止の理由	内容見直し
	(こんなふうに見直していきます)			
<p>保険料納付組合の会員が年々減少するなど、制度の効果が薄れていることから、納期内納付率の向上と組合活動の活性化を促すため、制度内容の見直しを検討する必要がある。</p>				

金沢市国民健康保険納付組合について

(1) 概要

国民健康保険の健全な運営に資するため、おおむね町内会を単位とした保険区の保険料納付義務者で組織された国民健康保険納付組合に対し、国民健康保険料の件数、金額及び納入期日に応じ奨励金を交付する。

各納付組合に1名の保健委員が置かれており、市長が委嘱する。任務は納入通知書の配布、その他国民健康保険事業についての一般的指導である。

(2) 内容

組合員の保険料をとりまとめて、納入期限内に納入することにより、保険料収納額を確保し、収納率の維持・向上を図る。

(3) 納付奨励金

奨励金の額は、その年度末までに組合が取り扱った保険料の納入通知書の件数及び保険料の納付額に応じ、予算の範囲内で、別に市長が定めるところによるものとする。

納付奨励金は上期と下期2回交付する。

上期は4月から9月までに納付した保険料に対して、交付率に応じて11月に交付し、下期は年度全体で納めた額に交付率をかけ、上期で支払った分を差し引いて翌年5月に交付する。

年度	交付率		
	件数割	保険料割	
	1件あたり	納期内納付	納期後納付
R元	50円	1.57%	0.60%

※件数割の金額、保険料割の率に年度による変更無し

(4) 納付組合数の推移

年度 (平成)	納付 組合数	納期内納付		納期後納付		保険料収納額 (円)
		(円)	(%)	(円)	(%)	
12	703					1,908,995,520
13	661					1,688,076,836
14	612					1,434,060,921
15	575					1,316,708,106
16	544					1,249,669,916
17	511					1,080,782,387
18	481					1,019,675,835
19	447					944,686,771
20	347					525,557,755
21	278					417,413,189
22	228					346,602,082
23	188					306,760,824
24	162	258,480,058	97.84	5,704,235	2.16	264,239,785
25	137	208,313,828	97.39	5,582,668	2.61	213,896,496
26	107	182,889,726	97.56	4,580,676	2.44	187,470,402
27	98	162,570,173	99.73	446,844	0.27	163,017,017
28	78	136,191,902	99.37	868,917	0.63	137,060,819
29	64	118,151,723	99.91	1,297,662	1.09	119,449,385
30	53	101,428,156	99.93	70,496	0.07	101,498,652
31	43					

※組合数は、4月1日現在の数

○金沢市国民健康保険料納付奨励規程

昭和 32 年 4 月 1 日告示第 18 号

第 1 条 本市国民健康保険の健全な運営に資するため、この規程によって設置する国民健康保険料納付組合（以下組合という。）に対し奨励金を交付する。

第 2 条 組合は、金沢市国民健康保険条例施行規則（昭和 34 年規則第 5 号）第 3 条に定める保険区の保険料納付義務者の全員で組織し、組合員の国民健康保険料（以下保険料という。）を取りまとめて納入期限内に納入することを目的とするものとする。

第 3 条 組合を結成したときは、その代表者は、組合規約及び役員名簿を添えた結成報告書を市長に提出しなければならない。

2 組合の代表者又は組合規約に異動のあったときは、市長に届け出なければならない。

第 4 条 奨励金の額は、その年度末までに組合が取り扱った保険料の納入通知書の件数及び保険料の納付額に応じ、予算の範囲内で、別に市長が定めるところによるものとする。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

○金沢市国民健康保険条例施行規則

昭和34年4月1日規則第5号

(保険区及び保健委員)

第3条 国民健康保険事業の運営の適正を図るため金沢市国民健康保険区(以下「保険区」という。)を定め、各区に1名の保健委員を置く。

(保健委員の委嘱)

第4条 保健委員は、各保険区の市民のうちから国民健康保険事業に特に熱意を有する者又は学識経験を有する者について市長がこれを委嘱する。

(保健委員の任務)

第5条 保健委員は、その保険区内の各被保険者についてその一般に守るべき事項、療養給付の範囲、受診手続、保険料納入通知書等の配布、その他国民健康保険事業についての一般的指導、啓蒙及び援助をなすことをもって任務とする。

(保健委員の任期)

第6条 保健委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。